

広報テレビ番組放送等業務プロポーザル実施要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

県が令和8年度に県内民放1局（以下、制作局という。）に制作及び放送等を委託する広報テレビ番組について、より多くの県民に視聴してもらい県政に対する理解と参加を促進するため、制作局以外の県内民放2局に当該番組の再放送と県の施策の浸透に係る業務を委託する。

2 業務の概要

（1）業務の内容

広報テレビ番組放送等（詳細は別添仕様書のとおり）

（2）履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

（3）予算上限額

1者につき11,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和8年1月19日（月）	公告開始
令和8年1月23日（金）	プロポーザル説明会
令和8年1月29日（木）午後5時	質問書提出期限
令和8年2月2日（月）	質問書回答期限
令和8年2月4日（水）午後5時	参加表明書提出期限
令和8年2月9日（月）	参加資格確認結果通知
令和8年2月24日（火）午後5時	企画提案書提出期限
令和8年2月26日（木）～3月3日（火）	企画提案書審査
令和8年3月4日（水）	審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

（1）提出書類

別添の企画提案書作成要領により作成した企画提案書

（2）提出部数

7部（正1部、副6部）

（3）提出方法

持参又は郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください

（4）提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時（必着）

※この期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができません

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

長崎県 秘書・広報戦略部 広報課 広報担当

担当:安井

TEL:095-895-2023

(6) 受理の通知

郵送により提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者につき1提案のみとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（長崎県が補正等を求める場合を除く）。

5 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで受け付けます（様式任意）。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

（電子メール）s18030@pref.nagasaki.lg.jp

なお、質問書の提出期限は、令和8年1月29日（木）午後5時までとします。回答は随時電子メール等で行い、最終の回答は令和8年2月2日（月）とします。

6 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点提案者と第3提案者を選定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「一 事業全体の理解度」と「三 県の施策の浸透」の合計点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「一 事業全体の理解度」と「三 県の施策の浸透」の合計点数も同一であった場合には、選定委員会議のうえ最優秀提案者を決定します。次点提案者が複数いる場合も同様の扱いとします。

イ 審査は書類審査とします。

ウ 最優秀提案者と次点提案者に特別な理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
一 事 業 全 体 の 理 解 度	事業目的の理解と提案 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び趣旨を理解して提案しているか ・仕様書や作成要領に提示した内容が具体的に提案されているか 	10
二 放 送	放送曜日・時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・視聴率 提案された放送枠の視聴率が最高の局を 30 点とする。 2位以下は、30 点を全局の最高視聴率で割り、各局の最高視聴率を掛けた点数とする。小数点以下は四捨五入。 ※少なくとも1つはタイムランクAの放送枠を提案すること ※他局との放送日調整のため、複数日の提案が望ましい。なお複数日の提案がある場合は、最も高い視聴率を採用する（視聴率は令和7年4月～令和8年1月の個人全体視聴率の平均） 	30
三 県 の 施 策 の 浸 透	取り組み内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放送内容をはじめとする県の施策について伝える効果的な取り組み（（例）ウェブや SNS、パブリシティの活用など）を提案しているか ※取り組みの時期や回数等については指定しないが、SNS を活用した取り組みの提案は必須 	50
四 提案金額	・価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	10
		合計100点

※審査項目一及び三の評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、

項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します

評 価	評 点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.6
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.4
E(劣っている)	項目の配点 × 0.2

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、金額についても変更が生じる場合があります。次点提案者についても同様の扱いとします。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進み見積執行を行います。見積執行に関しては、別途、見積執行通知書を送付します。交渉が調わない場合は、審査の結果、第3提案者になった者が改めて長崎県と交渉を行うことになります。
- (3) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(長崎県及び審査委員会での使用に限る)。
- (3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 秘書・広報戦略部 広報課 広報担当

担当:安井

TEL:095-895-2023

E-mail:s18030@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を令和8年2月24日(火)午後5時までに提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等において不利益な取り扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

(4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。

(5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。次点提案者についても同様の扱いとします。

(6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。